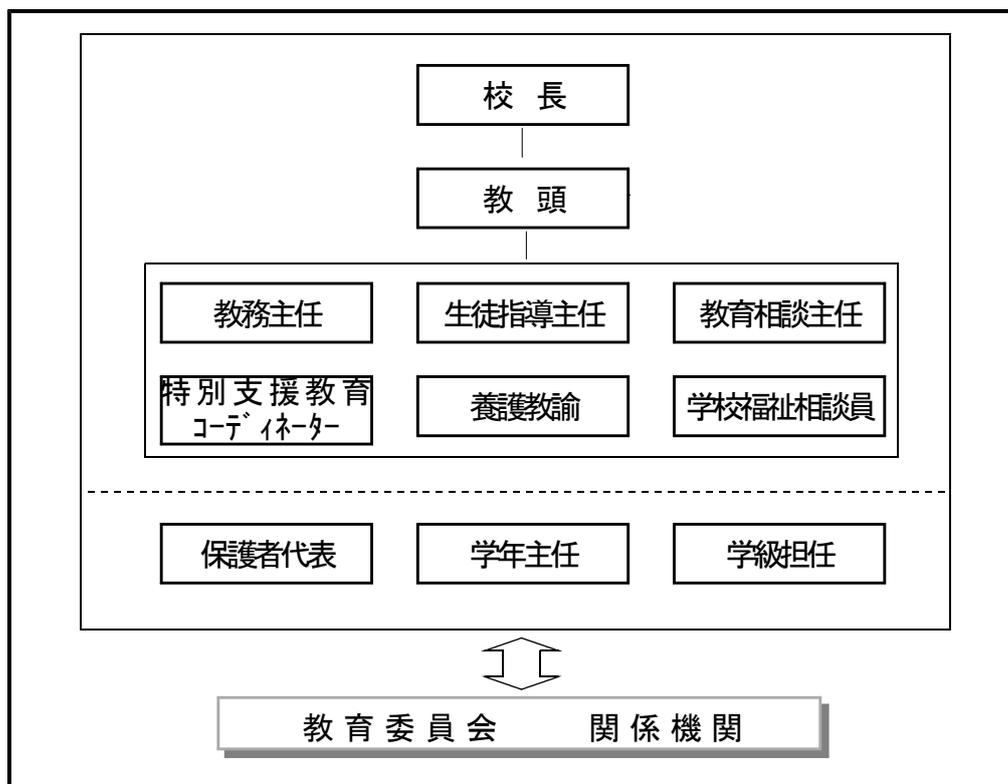


いじめ防止対策委員会の組織図



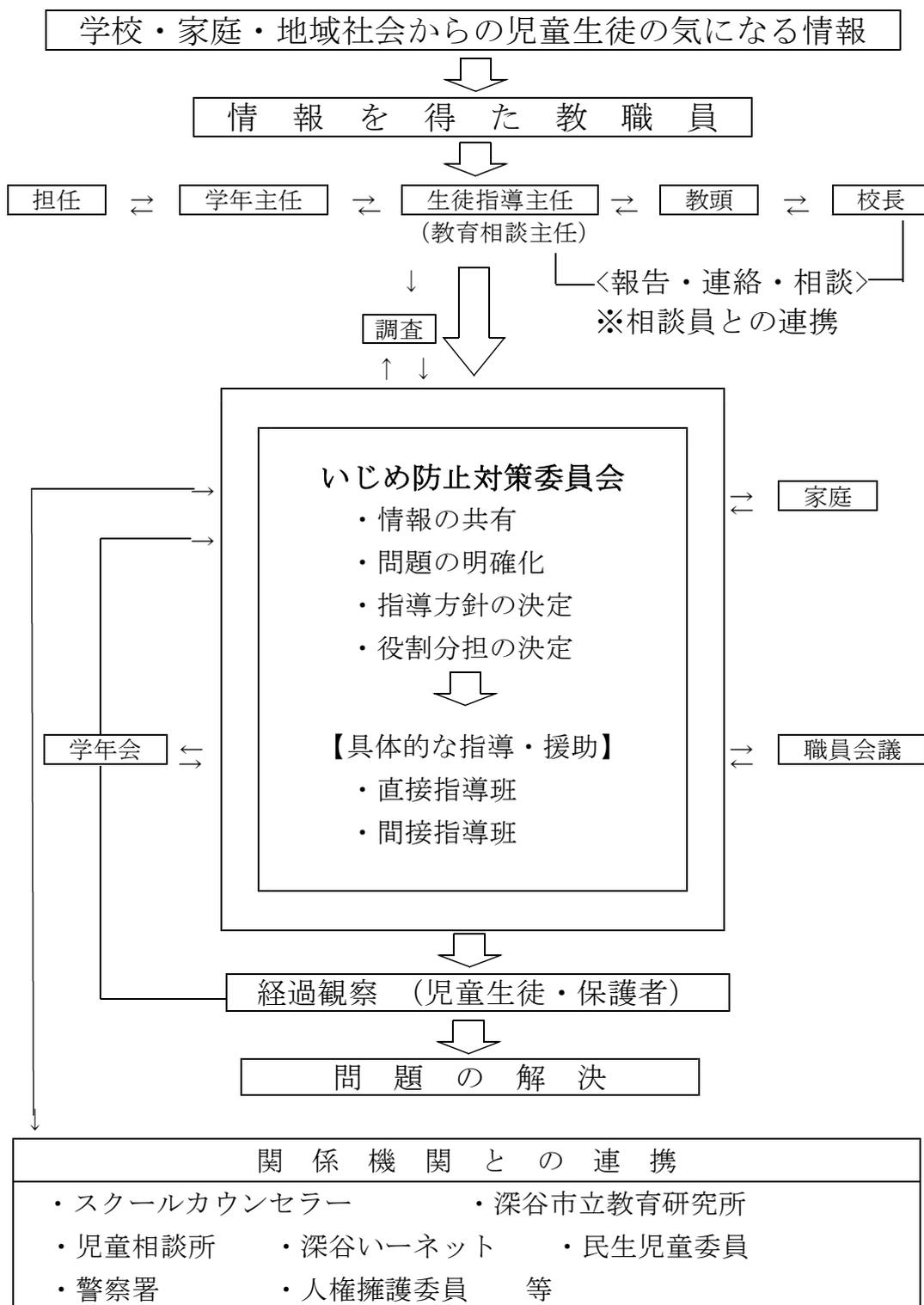
この組織は、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校福祉相談員等から構成される。個々の事案により、保護者代表、学年主任や学級担任等が必要に応じて参加する。

また、教育研究所、子ども青少年課、児童相談所等関係機関との連携を図り、いじめ問題の早期解決に努める。

本校における当該組織の具体的な役割は、以下のとおりである。

- (ア) 南小基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

いじめ問題への組織的対応図



いじめを発見したときの対応

重大事態が起きた場合は
教育委員会の指示の下、
連携を図りながら進めていく。

学校・家庭・地域から児童の気になる情報の収集

— 情報の内容 —

- ①児童等からいじめ・問題行動等のうわさを聞いた。
- ②家庭（保護者）・地域からいじめらしき連絡を受けた。
- ③いじめのサインと思われる言動を発している児童がいる。
- ④いじめ、過度のいたずらしき現場を発見した。
- ⑤関係機関から、問題行動、いじめに関する連絡を受けた。

情報を得た職員の対応

- 1** 生徒指導主任（または教育相談主任）に報告する。

「様子を見よう」「いじめではない、大丈夫だろう」「そのうち登校するだろう」などと個人的な解釈をせず、また、情報の微妙なずれを防ぐため、口頭（文書）で生徒指導主任に報告する。なお、生徒指導主任が不在の場合は、管理職に報告する。

— 報告内容 —

- ①日時 ②場所 ③いじめの態様、問題行動の様子
- ④被害者・加害者・観衆者の名前等

— 教職員の基本姿勢 —

- ①「いじめは人間としてぜったいに許されない」との強い認識に立つ。
- ②いじめられている児童、学校に行きたくても行けない児童の立場に立った親身の指導を行う。
- ③児童を肯定的に理解し、個性を尊重する。
- ④児童の訴えに耳を傾け、児童の発するサインに気づく感性を磨く。
- ⑤担任一人で問題行動等を抱え込まないで、組織で対応する。

- 2** 生徒指導主任は、校長・教頭に報告し指示を仰ぐ。

生徒指導主任は、一連の記録（いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのようになど明確にする。）を必ず取る。

— 指示を仰ぐ内容 —

- ①入手した情報についての事実確認の必要性があるか。
- ②緊急対応の必要性があるか。（自殺予告）
- ③問題解決のためのいじめ防止対策委員会を召集する必要性があるか。
- ④調査の必要性があるか。

⑤調査の内容と方法はどうか。

3 生徒指導主任は関係職員と連絡を取り合い第一次いじめ防止対策委員会を開く準備をする。

— 会議のための資料内容 —

- ①問題行動、いじめの事例（文書）
- ②被害者、加害者に関する資料（家庭環境、友達関係）
- ③深谷市で発行されたいじめのマニュアル

いじめ防止対策委員会の設置

4 生徒指導主任は、関係職員と連絡を取り合い校長・教頭の指導・助言のもとに第一次いじめ防止対策委員会を設置する。

— 第一次いじめ防止対策委員会の構成員 —

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校福祉相談員 等

5 事例について状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けての仮説を立てる。その際、調査が必要か検討する。

— 調査の観点 —

- ①いじめの場合被害者、加害者の面接調査をするか。
- ②関係児童の行動観察をどのように実施するか。
- ③役割分担はどうか。

6 保護者との連絡を取る

事実確認をするとともに学校側の誠意を示す。

— 役割分担 —

- ①児童直接指導班：学年主任、担任、生徒指導主任など
- ②保護者直接指導班：学年主任、生徒指導主任、担任、管理職など

— 児童直接指導班 —

- ①児童のつらさや悔しさを十分受け止め、心理的安定を図り信頼関係を深める。
- ②本人の考えを基に、具体的な援助法を提示し安心させる。
- ③よい点は、認め、励ます。
- ④人間関係の確立、拡大を図る。
- ⑤自己理解を深め、改善点を克服させる。
- ⑥不平不満、言い分等をよく聴く。
- ⑦課題を解決するための援助を行う。
- ⑧役割を与え所属感を高める。

— 保護者直接指導班 —

- ①確かな事実を伝える。

- ②受容、共感的な態度で接し、傾聴する。
- ③学校の指導・援助の方針を伝えるとともに、具体的な対応策を提示し、協力をお願いする。学校が独走することなく、保護者の考えを尊重しながら協力をお願いする。
- ④学校として取り組んでほしいこと、保護者として取り組んでほしいこと、学校としてできること、できないこと、保護者としてできること、できないことを明確にしながらい指導助言の方向性を探る。

調査

7 調査は期間を決めて行い、結果は文書で報告する。

— 調査実施上の留意点 —

- ① 事実関係、いじめの背景、理由の確認は、「被害者をいじめからしっかり守る」ことを基本姿勢として最善の注意を払いながら行う。
- ②最初から被害者、加害者及び関係者を一堂に会して、調査や話し合いをするようなことは、絶対に避ける。
- ③被害者は、「いじめられている」ことを語らないことが多い。性急にならず、まず、被害者の気持ちをよく聴くようにする。
- ④加害者は「いじている」と感じていなかったり、認めようとしなない場合が多い。まず、加害者の不満、言い分等をよく聴くようにする。
- ⑤事実確認の段階で、良し悪しの判断を安易にしない。
- ⑥多面的に事実を確認し、内容に矛盾がないか慎重に検討する。
- ⑦被害者や加害者に情報を提示するとき、情報源（児童等）に迷惑が及ばないように配慮する。
- ⑧事実が明確になったら児童自身にこの経過を書かせる場合もある。
(本人の記憶を呼び戻し、気持ちを整理することができる。)
- ⑨必要に応じて、保護者と面談し、家庭での様子を聴く。その際、面談される保護者の心情を十分配慮し、慎重に行う。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ①いじめの態様 | ②被害の状況（日時、場所、人数等） |
| ③いじめ集団の構造 | ④いじめの動機、背景 |
| ⑤被害者の日常生活の様子、特徴 | ⑥加害者の日常生活の様子、特徴 |
| ⑦保護者のいじめの捉え方（慎重に行う） | ⑧教職員のいじめの捉え方 |
| ⑨他の問題行動との関連 | |

対応 指導・支援・教育相談等

8 具体的な指導・援助の方針を検討し、役割分担を決定する。

職員会議 共通理解・共通行動のために適宜、連絡調整及び情報交換を行う。

9 組織的かつ具体的に指導・援助する

— 役割分担 —

③間接指導班：道徳主任、特別活動主任、情報主任、人権主任、教育相談主任など

— 間接指導班 —

- ①いじめは、絶対に許されない人権侵害にあたる行為であることを理解させる。
- ②互いに支え合う心豊かな人間性を育む。
- ③基本的な生活習慣の育成、規範意識を高める。
- ④体験学習を通して、思いやりの心や社会連帯の意識を育てる。
- ⑤一人一人に自己指導能力を育成する。

10 いじめが継続している場合、第二次いじめ防止対策委員会を設置し、対応する。

— 第二次いじめ防止対策委員会の構成員 —

第一次いじめ防止対策委員会の構成員と同様

経過観察

11 児童の様子を観察し、変容を確かめる。

日常の観察に加え、チャンス相談、電話相談など様々な形でのかかわりを持つとともに、保護者と十分に連絡を取り合う。

— 経過観察の観点 —

- | | |
|---------------------|---------------|
| ①いじめ、問題行動等のサインはないか。 | ②意欲的に活動しているか。 |
| ③友達関係はどうか。 | ④家庭での様子はどうか。 |
| ⑤保護者はどうみているのか。 | |

第二次いじめ防止対策委員会による会議

12 その後について検討する

— 検討内容 —

- ①解決とするか。
- ②指導・援助の方針を再検討する必要性はあるか。
- ③関係機関との連携は必要か。

関係機関等との連携

13 関係機関と連携をとる。

—連携上の配慮事項—

- ①学校で利用できる教育相談機関の情報収集を行い、各機関の特質を把握しておく。
- ②学校としてできる最大限の指導・援助に努める。十分な指導・援助を尽くさないで、教育相談機関に依頼しても十分な効果が期待できない。
- ③当該児童の状況、学校としての指導方針や取組内容を文書で報告し、教育相談機関への相談依頼の内容や要望を伝える。
- ④学校が教育相談機関に治療・相談を依頼した場合、教育相談機関と定期的に連絡を取り、専門的な指導・助言を受けながら、学校としてやるべきこと、できることをやる態度を堅持する。常に当該児童に関心を持って見守り、「つかず離れず」の態度が必要である。

経過観察

問題の解決